

## BS テクノロードサービス会員規約

### 第1章 総則

#### 第1条(目的)

本規約は、タイムズコミュニケーション株式会社(以下運営者といいます)が提供する「BSテクノロードサービス」(以下本サービスといいます)に関し、運営者及び会員双方が遵守すべきものとして定めるものです。

#### 第2条(会員制)

本サービスは会員制とし、本規約を承認のうえ本規約に基づき入会した者(以下会員といいます)を対象に提供されるものとします。

#### 第3条(本部所在地)

運営者の本部は、運営者の本社所在地である東京都江東区亀戸6-26-5におくものとします。

#### 第4条(サービスの実施等)

1. 本サービスは、運営者より本サービスの実施を受託している事業(以下サービス実施者といいます)が実施するものとします。
2. 本サービスの提供は、日本国内に限るものとします。

#### 第5条(規約の変更)

運営者は、本規約その他本サービスに関する運営者所定の諸規定等を、会員の事前の承諾なしに変更することができるものとします。当該変更は、運営者が運営者のホームページ(<http://www.timescom.co.jp>)に当該変更内容を掲載した時点をもって、全ての会員に適用されるものとします。

### 第2章 入会

#### 第6条(入会)

1. 本サービスへの入会を希望する者は、運営者が提携するクレジットカード会社(以下カード会社といいます)へ、以下の各号の手続きに従って申込を行うものとします。
  - (1) カード会社所定の申込関連書類(以下申込書といいます)の提出。
  - (2) カード会社所定審査により、クレジットカード発行の承認を受けること。
2. 運営者及びカード会社は、申込者が申込書に記載した事項に関し、入会審査に必要な範囲において調査・確認を行うことができるものとします。
3. 運営者は、審査の結果、入会申込者が以下の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。
  - (1) 申込関連書類等に虚偽の記載、誤記、若しくは記入漏れがあり、又は虚偽の身分証明書類等が提示されていたとき。
  - (2) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると運営者が認めたとき。
  - (3) 運営者が会員として不適格と判断したとき。

### 第3章 会員資格

#### 第7条(会員資格の取得)

1. 第6条の手続きを経て運営者が入会を承認した時点で、申込者は会員資格を取得するものとします。
2. 会員は、会員資格を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとします。

#### 第8条(会員資格の有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、その取得日から1年経過した日の当月末日までとします。
2. 会員が当年開始日より11ヶ月目(但し、当年度が初年度の場合は、12ヶ月目)の末日までに運営者に更新しない旨の申入れを行わない場合は、会員資格の更新の申込があったものとみなし、運営者が当該申込を拒絶する場合を除き、会員資格は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とします。
3. 前項による会員資格の更新がなされなかった者が、再び会員資格の取得を希望する場合は、第6条に基づき改めて入会手続を経るものとします。

#### 第9条(退会)

会員が退会する場合には、運営者が別途定める方法により運営者へ届け出るものとします。なお、会員の運営者に対する未履行債務が存在する場合、退会後も、当該未履行債務は存続するものとします。また、次条により会員資格が取消となった場合も同様とします。

#### 第10条(会員資格の停止及び取消)

1. 会員が次のいずれかに該当するときは、運営者は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消しを行うことができるものとします。
  - (1) 申込関連書類等に虚偽の記載、誤記、若しくは記入漏れがあり、又は虚偽の身分証明書類等が提示されていたとき。
  - (2) 第11条に定める年会費その他の金銭債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。
  - (3) カード会社よりクレジットカードの強制退会や利用停止・更新停止の措置を受けた場合。
  - (4) 運営者、カード会社、サービス実施者、もしくは他の会員の権利・利益を害し、又はそのおそれのある行為を行ったとき。
  - (5) 短期間に同一又は類似内容のサービス依頼が複数回あり、運営者が不適格と判断した場合。
  - (6) 本規約その他運営者所定の諸規定等に違反したとき。
  - (7) 強制執行を受けたり、手形の不渡りを出したり、破産の申立てがあるなど、経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき。
  - (8) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると運営者が認めたとき。
  - (9) 以上の各号に準じ、運営者が本サービスの提供を不相当と認める事由が生じたとき。
  - (10) 申込関連書類に記載の住所、連絡先に宛てた通知又は送付された書類が延着、若しくは到達しなかったとき。
  - (11) 会員が死亡したとき。
  - (12) その他、事由の如何を問わず運営者が必要であると判断したとき。
2. 会員が会員資格を取り消された場合、当該会員は、当該時点で発生している年会費その他の金銭債務等運営者に対して負担する債務の一切について期限の利益を喪失するものとし、当該債務を一括して弁済するものとします。なお、前条により会員が退会した場合においても同様とします。
3. 会員が会員資格を停止された場合、運営者が指定する期間中、当該会員は、本サービスを利用することができないものとします。

### 第4章 年会費

#### 第11条(納付)

1. 会員は、入会年度の年会費を、クレジットカードを利用して運営者に支払うものとします。
2. 会員は、第8条2項により会員資格が自動更新される場合、当年開始日より12ヶ月(但し、当年度が初年度の場合13ヶ月)経過した日の当日末日に、カードを利用して次年度年会費を運営者に支払うものとします。

#### 第12条(年会費の返還と金額の変更)

1. 会員は、事由の如何を問わず(会員証の資格有効期間途中で会員資格を喪失した場合も含まれます)、年会費の返還を求めることはできないものとします。
2. 運営者は、予め会員に告知することにより年会費を変更することができるものとしますが、変更後の年会費の適用は各会員の次年度分からとします。
3. 前項の規定にかかわらず、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があった場合、運営者は、年会費の額を変更することができるものとします。

## 第5章 会員証

### 第13条(会員証)

カード会社の発行するクレジットカードをもって本サービスの会員証を兼ねるものとします。

### 第14条(会員証の提示)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、本会の有効な会員であることを証するために、会員証及び会員本人の身分確認のできる運転免許証等を運営者及びサービス実施者等に提示する義務を負うものとします。
2. 会員は、会員がサービス実施者等に前項の会員証等を提示できないときは、本サービスの提供を受けられないことがあり、この場合、運営者及びサービス実施者等は会員に対し、会費その返還その他如何なる補償も行わないことを、あらかじめ了承するものとします。

### 第15条(会員証の管理)

1. クレジットカードの所有権は、カード会社に帰属するものとし、クレジットカードはカード会社から会員に貸与されるものとします。会員は、会員証の取扱いにつき、本規約の他、カード会社の指定する規約等に従うものとし、会員資格を喪失したときには、直ちにクレジットカードをカード会社へ返還しなければならないものとします。
2. 会員は、会員証を自己の責任で管理・使用するものとし、会員による会員証の紛失等及び第三者による会員証の偽造・不正利用等により会員が蒙った損害等について、運営者は責任を負わないものとします。
3. 会員は、会員証を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとします。

## 第6章 本サービス

### 第16条(本サービスの定義)

本規約における用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、本規定に基づき会員が利用できるロードサービス及び遠方トラブルサポートサービスをいいます。なお、ロードサービスとは、車両の事故・故障時の現場軽作業及びレッカーサービス(レッカーによるけん引又は車両積載車による運搬での移動後の修理、整備及び保管等の作業は含みません)をいいます。
- (2) 「対象車両」とは、第21条に定める車両をいいます。

### 第17条(ロードサービスの実施)

1. ロードサービスの提供後の車両の修理、整備及び保管等については、会員とサービス実施者又は受け入れ工場との間での別途契約となりますので、当該別途契約に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、運営者は一切その責を負わないものとします。
2. ロードサービスの提供において、対象車両に高価な品物、代替不可能な品物及び危険物が積載されている場合、会員は運営者及びサービス実施者にその旨を事前に通知するものとします。なお、当該通知のない場合、当該積載物に生じた事由について運営者及びサービス実施者は免責されるものとし、また、運営者及びサービス実施者に損害が生じた場合には会員はこれを賠償するものとします。

#### 第 18 条(サービスの併用の禁止)

会員は、同一の事故・故障等につき、本サービスと第三者が提供又は手配するサービスとを併用できないものとします。

第 19 条(ロードサービスを提供できない場合) 次の各号に該当する場合は、ロードサービスを提供できない場合があります。

- (1) 台風豪雪などの気象状態、又は地震・津波噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。
- (2) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーボート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない場所に対象車両がある場合。
- (3) 戦争・暴動、又は公権力の行使等により運行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。
- (4) 対象車両につき、違法な改造がなされている場合、車検登録のない場合、又は特殊工作装置等を装備している場合。
- (5) ロードサービス提供後に飲酒、薬物、無免許運転などの違法運転がなされるおそれのある場合。
- (6) ロードサービスの実施により、対象車両及び積載物に損傷等の損害が発生しうる場合。
- (7) 第 17 条第 2 項に基づく通知の有無にかかわらず、対象車両に高価な品物、代替不可能な品物及び危険物を積載している場合。
- (8) 会員及び対象車両の利用者の故意により事故、故障等が発生した場合。
- (9) ロードサービスの実施により、第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定されるが、当該第三者の承諾が得られない場合。
- (10) 他人名義の車両で、サービス実施者が所有者・使用者等権利者の承諾を確認できない場合。
- (11) ロードサービスの提供が困難な通信障害、システム障害等が発生した場合。
- (12) 前各号以外でも、天候、場所、車両の状態等により、社会通念上、ロードサービス実施が困難であると判断される場合。

#### 第 20 条(ロードサービス提供の条件)

ロードサービスの提供については、次の各号の条件を満たしていることが条件となります。

- (1) 運営者の設置するコールセンターにサービスの依頼をし、会員番号・氏名・生年月日・住所等の告知により会員である旨を明示すること。
- (2) ロードサービスの実施前に会員は、サービス実施者に会員証の提示を行い、サービス実施者が自動車運転免許証、自動車検査証等の提示を求めた場合は、これを提示すること。また、ロードサービスを受けた後に運営者の所定作業報告書を確認し、これに署名を行うこと。
- (3) ロードサービスの実施に伴い会員の車両及び積載物に損傷等が生じ得る可能性が予測される場合には、当該損傷につきサービス実施者を免責する旨の念書に会員が署名すること。
- (4) 警察への届け出を要する事故については、会員が警察への届け出を済ませており、かつロードサービスの実施につき警察の許可を受けていること。
- (5) ロードサービスを受ける際には、サービスが安全かつ円滑に実施されるよう、運営者ならびにサービス実施者の指示に従い、また必要な協力をを行うこと。
- (6) ロードサービスの実施にあたって会員が立会うこと。但し、レッカー車によるけん引及び積載車による運搬の場合を除き、また会員の負傷時には会員から委託された者による立会いも可とします。
- (7) 危険物運搬車両のレッカー車けん引及び積載車による運搬については、危険物取扱者免許の保持者が同行すること。

#### 第 21 条(対象車両)

本サービスの提供を受けることのできる車両は、次の各号に定める車両としま但し、事業用車両(通称、緑ナンバー・黒ナンバー)は除くものとします。

(1)全長 5,500mm 以下、全幅 1,950mm 以下、車両重量 3,000kg 以下、最大積載量 2,000kg 以下、総重量 3,000kg 以下の自家用四輪車のうち自家用 7 車種※に限りです。

※「自家用 7 車種」とは、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車・自家用普通貨物車・自家用小型貨物車・自家用軽四輪貨物車・特殊用途自動車(キャンピング車)をいいます。

(2)原動機付 2 輪・3 輪を含む中・大型自動二輪車。

#### 第 22 条(本サービスの内容)

本サービスの提供は、会員の乗車する車両が日本国内で走行中に発生した事故又は車両故障により自力走行不能になった場合を条件として以下のとおりとします。なお、「自力走行不能」とは、物理的に走行不可能な場合(例:車が大破して動かない場合)か又は道路交通法上走行が禁止される場合(例:夜間でライトが作動しない場合)をいい、スタッドレスタイヤやチェーン等の装備が無いため雪道等で単にスリップする状態で走行できない場合などは含まないものとします。また、ロードサービスの適用除外(第 23 条に記載されるがこれらに限られません)であることがサービス実施者の出動後に判明した場合、及びサービス実施者の出動後にキャンセルがなされた場合、会員は出動費用に係る実費を負担するものとします。

#### (1)現場応急作業サービス

事故又は車両故障の現場において、作業員 1 名が 30 分(次項に定めるレッカーサービスにおける積み込み作業を含めいくつかの作業を合せて行う場合はその合計所要時間が 30 分)以内で実施可能な次の応急作業サービスをいいます。

①キー閉じ込み時の開錠作業。但し、トランクの直接開錠は除きます。また、次の場合は開錠を行うことはできません。

(ア)車両の権利者と会員が別人の場合で、権利者の承諾及び会員の身分証明ができない場合。

(イ)車両の権利者と会員が同一の場合でも、会員の身分証明ができない場合。

②バッテリー上がり時のジャンピング作業。

③パンク時のスペアタイヤ交換作業。

④ガス欠時の給油作業(10 リットル程度)及びディーゼル車のエア抜き作業。

⑤その他現場対応が可能な軽作業。但し、分解整備を除きます。

#### 〈有料サービス〉

上記①から⑤以外の現場応急作業は有料サービスとし、会員が有料サービスを希望する場合は、会員が別途費用を負担するものとします。なお、有料サービスとなる作業に係る費用の例は次のとおりですが、これに限られません。

・バッテリーの充電費用実費。

・ガス欠時において、給油を行った燃料代金実費。

・その他、交換・備付等を行った部品の代金、及び補充・交換等を行った消耗品の代金実費。

・サービス実施者が速やかに作業に取りかかれず、待機時間が発生した場合の待機費用実費。

・サービス実施者が安全対策をするうえで使用した発炎筒等の費用実費。

・サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等やサービスの実施に必要な有料駐車場利用料金実費等。

#### (2)レッカーサービス

①事故又は車両故障の現場から移動距離 10km までを限度とした、レッカーによるけん引又は車両積載車による運搬。但し、移動先は原則として運営者が指定する最寄りの修理工場とし、前項の現場応急作業サービスにより自力走行可能となる場合及びキーを紛失した場合は対象外とします。また積込み作業は前項の現場軽作業サービス含めて作業員 1 名が 30 分以内で実施可能な範囲内とします。

②タイヤ 1 本落輪している場合(落差 1 m 以内)の落輪車両引き上げ作業。

〈有料サービス〉

上記①、②以外のレッカーは有料サービスとし、会員が有料サービスを希望する場合は、会員が別途費用を負担するものとします。なお、有料サービスとなるレッカーに係る費用の例は次のとおりですが、これに限られません。

- ・レッカーけん引又は車両積載車による運搬距離が無料サービス距離を越えた場合、1km 毎に延長レッカーけん引(車両運搬)費用実費。
- ・クレーンの使用等、特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。
- ・タイヤが 2 本以上落輪している車両の引上作業費用実費。
- ・車両が公共物、建物等に追衝突等した場合の車両引出し作業費用実費。
- ・搬送する際に立体駐車場等にトラブル車両があることにより、レッカー又は車両積載車に近づけるところまで移動する車両引出し作業費用実費(手押し作業を含む)。
- ・ドーリーの使用等、特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。
- ・サービス実施者が速やかに作業に取りかかれず、待機時間が発生した場合の待機費用実費。
- ・車両の形状(ローダウン車・エアロパーツ装着車)等により、積み込みが困難な作業の積み込み費用実費。
- ・搬送移動先のスペースや立地関係の理由で車両を積み下ろしてから車両を移動する作業費用実費(手押し作業含む)。
- ・車両の破損による清掃作業、オイル漏れの後処理使用の油処理剤代金及び作業費用実費。
- ・サービス実施者が安全対策をするうえで使用した発炎筒等の費用実費。
- ・サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等やサービスの実施に必要な有料駐車場利用料金実費等。

(3) 遠方トラブルサポートサービス

事故又は車両故障の現場が会員の自宅から直線距離 100km 以上(運営者の地図システムにて算出した直線距離に従う)遠方の場合で、会員が乗車する車両が前項のレッカーサービスを利用し修理工場等に入庫した場合、次の各号のいずれか一つの遠方トラブルサポートサービスの提供を行います(遠方トラブルサポートサービスのみの利用はできません)。なお、遠方トラブルサポートサービスは、会員が料金を立替払いし、運営者が送付した所定請求書用紙等が会員に到着した日又は発送の翌々日から 1ヶ月以内に、会員が所定請求書及び日付・領収印のある領収書を運営者に提出することを条件に(この条件が満たされない場合、運営者は免責されます)、この提出書類が支払月の 10 日までに到着した場合は当月 20 日までに、同 20 日までに到着した場合は当月末までに、月末までに到着した場合は翌月 10 日までに、運営者が立替金額を会員の指定口座へ振込む方法により提供されるものとします。

① タクシーサポート

事故又は車両故障発生の日中に、現場から目的地への移動にタクシーを利用する場合、10,000 円を限度に、タクシー利用料金相当額を負担します。なお、タクシーの手配は、会員が行うものとします。

② レンタカーサポート

目的地へ移動する為の代替車両として、運営者が指定するレンタカーの手配を行い、10,000 円を限度にレンタカー利用料金相当額を負担します。但し、燃料代・乗り捨て料金等は会員の負担となり、また季節・時間帯・場所等により当社が手配できない場合は会員が自ら手配を行うものとします。

③ 代替公共交通機関サポート

事故又は車両故障等の発生日に帰宅する場合に限り、会員及び同乗者(但し、自動車検査証に記載の定員数内)一人あたり 20,000 円を限度に、電車・バス及び航空機や船舶等の公共の交通機関の利用料金相当額を負担いたします。但し、新幹線・特急等は普通指定席まで、航空機はエコノミークラス、船舶は 2 等船室までの利用に限り。また、利用券の予約・購入等の手配は、会員が行うものとします。

#### ④宿泊サポート

公共の交通機関を利用出来ず宿泊が必要な場合、事故又は車両故障発生日の夜間 1 泊分に限り、運営者が指定する現場から最寄の宿泊施設の手配を行い、会員及び同乗者(但し、自動車検査証に記載の定員数内)一人あたり 15,000 円を限度に宿泊料金相当額を負担いたします。但し、季節・時間帯・場所等により当社が手配できない場合は会員が自ら手配を行うものとします。

なお、宿泊費用とは客室料(税・サービス料込み)をいい、飲食代、電話代等、その他の費用については会員の負担となります。また、宿泊施設とは、原則としてビジネスホテルクラスとし、このサービスの利用を、緊急時に宿泊せざるを得なかった場合に限定しているため、当該事故又は車両故障発生日以前から予約又は予定をしていた宿泊施設での宿泊費用は対象外となります。

#### 第 23 条(本サービスの適用除外)

1. 次の各号のいずれかの場合においては、本サービスの適用除外とします。本サービスの適用除外となる例は次の各号のとおりですが、これに限られません。

- (1) 会員又はサービス実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であると運営者及びサービス実施者が判断した場合。
- (2) キー(スペア含む)紛失時(車内に無い場合も含む)の全ての作業依頼。
- (3) トランクへのキーの閉じ込みによる直接開錠作業依頼。
- (4) 車両が横転、転倒、落車している場合
- (5) 天候状況に関係なくガラスウインドー昇降に関するトラブルや故障等。
- (6) 走行に支障の無い(保安部品に関連性の無い)電装品等(オーディオ、ラジオ、カーナビ、テレビ、ルームランプ、フォグランプ、エアコン等)のトラブルや故障等。
- (7) チェーン脱着、ノーマルタイヤとスタッドレスタイヤの相互の交換作業依頼。
- (8) 故意による又は車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。
- (9) 無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等。
- (10) 航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送中の事故・故障等。
- (11) レース、ラリー等、一般の乗用目的以外(店舗展示車等を含む)での車輛利用中の事故・故障等。
- (12) 一旦レッカーサービスを利用した後、トラブル車両の修理をせずに再度搬送依頼を受けた場合。
- (13) サービス実施者が一時無料保管した場合に、24 時間を超えてなお保管を継続する場合。
- (14) 連続する 14 日以内に同一又は類似内容の出動依頼が 3 回以上あった場合。

2. やむを得ない理由により本サービスの適用除外に該当する作業が発生した場合、その費用は全て会員が負担するものとします。

#### 第 24 条(有料サービス)

1. 会員が有料サービス(第 22 条に列挙したものを含みますが、これに限られません)を希望した場合は、サービス実施者が対応可能な範囲内で、有料にて実施されます。

2. 前項の有料サービスの料金は、原則として、現場にて会員がクレジットカードにて実費精算するものとし、クレジットカードでの精算ができないときは、後日、運営者より送付する請求書にて精算するものとします。

## 第7章 個人情報

### 第25条(個人情報の取扱い)

1. 運営者は、会員から取得した個人情報を、以下の目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

- (1) 入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供、会費等の決済、顧客管理、特典の付与  
その他取引遂行のため。
- (2) パーク 24 グループ及びパーク 24 グループの提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内(ダイレクトメール、メールマガジン、窓口におけるご案内など)。
- (3) パーク 24 グループ及びパーク 24 グループの提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動(アンケート調査、キャンペーンプレゼント発送、購買分析など)。
- (4) その他上記に付随、関連する業務の遂行のため。

2. 運営者は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり共同利用する場合があります。

#### (1) 共同利用する個人情報の項目

氏名 生年月日 性別 職業 住所 電話番号 メールアドレス 車種 車両ナンバー 免許証情報 クレジットカード情報 カメラ画像  
サービスのご利用履歴 その他利用目的を達するために必要な項目

#### (2) 共同利用者の範囲

パーク 24 グループ各社(以下のホームページをご確認ください)

<http://www.park24.co.jp/company/group.html>

#### (3) 共同利用の目的

本条第1項に同じ

#### (4) 共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称

タイムズコミュニケーション株式会社(運営者)

#### (5) 取得方法

口頭(電話等)、WEB 上の入力フォーム、契約書、申込書、アンケート、その他の書面(電子的・磁気的方式等によって作られた記録を含む)

3. 運営者は、本条に定める利用目的の実施に必要な範囲で、適切な保護措置を講じた上で、個人情報の取り扱いをサービス実施者  
その他の第三者に委託することができるものとします。

4. 本条に定める他、運営者の情報保護に対する取り組みについては、運営者のホームページ(<http://www.timescom.co.jp>)上に記載  
した「個人情報保護方針」及び「個実情報の取扱いについて」に従うものとします。

## 第8章その他

### 第26条(規約等の遵守)

会員は、本規約その他運営者及びカード会社所定の諸規定等に従うものとします。

### 第27条(損害賠償)

1. 会員が本規約その他運営者所定の諸規定等に違反し、又は会員の責に帰すべき事由により運営者に損害が発生した場合、会員は運営  
者が被った損害について責任を負うものとします。

2. 本サービスの提供に際して運営者の責に帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、運営者に故意又は重大な過失がある場合を除いて、運営者は、通常生ずべき現実の損害についてのみ債務不履行又は不法行為による損害賠償を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。

#### 第 28 条(届出等)

1. 会員は、申込書に記載した事項及び第 6 条に基づき登録した事項に変更が生じた場合は、カード会社所定の手続きにより直ちにカード会社に届け出なければならないものとします。

2. 運営者は、前項の届け出に基づく変更内容についてカード会社から報告を受けた後、運営者所定の手続きにより変更登録を行うものとします。

3. 運営者は、前項の変更登録が完了するまでの間は、当該変更がないものとみなすことができ、会員が第 1 項の届出を怠ったときは、入会時に届出を受けた住所に宛てて運営者が郵送した送付書類は発送の翌々日をもって、入会時に届出を受けた電子メールアドレスに宛てて運営者が送信した電子メールは発信の翌日をもって、会員に到達したものとします。

4. 会員が第 1 項の届出を怠ったことにより会員に生ずる損害について、運営者は責任を負わないものとします。

#### 第 29 条(合意管轄裁判所)

本規約に関する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

タイムズコミュニケーション株式会社

平成 12 年 12 月 1 日制定 同日施行

平成 22 年 4 月 1 日改定 同日施行

平成 29 年 6 月 1 日改定 同日施行

平成 30 年 1 月 1 日改定 同日施行

タイムズコミュニケーション株式会社

136-0071 東京都江東区亀戸 6-26-5 日土地亀戸ビル

カーレスキューお客様センター 0120-804-804